

受動喫煙対策に関する令和元年度の取り組みについて

1 改正健康増進法及び千葉市受動喫煙の防止に関する条例による受動喫煙対策の概要 資料 2-1 のとおり

2 事業者に対する取り組み

(1) 飲食店に対する取り組み

条例による独自の規制を踏まえ、丁寧な周知と支援を実施

ア 個別訪問による周知啓発（① 1～2月、② 6月に実施、③ 11月に実施予定）

市内の飲食店を個別に訪問し、店主等に直接、制度の内容や必要な対策などを説明するとともに、受動喫煙対策についての実態を調査

訪問件数は、1回目が約 3,300 店舗、2回目が約 2,600 店舗

イ 飲食店禁煙化補助金

店内を全面禁煙とする小規模飲食店について、喫煙場所の撤去や内装改修に要する費用などの一部を補助。補助上限額 10 万円、補助率 9/10

ウ 飲食店向けセミナーの開催（① 1～2月、② 7月）

法・条例に基づく受動喫煙対策、飲食店専門の経営コンサルタントによる売上アップのための講演（7月）などを実施

エ 食品衛生講習会での周知啓発（4月～）

食品衛生講習会（月 2 回開催）の開催時に、制度の内容を説明

オ 新規営業許可申請者への資料配付

保健所食品安全課の窓口で、周知用の資料を配付

(2) その他の事業者に対する取り組み

ア 制度説明の場の確保

- ・各事業者団体や千葉商工会議所、全国健康保険協会千葉支部等に協力を依頼
- ・庁内他部局が実施する説明会等を利用

イ 講演会の開催（秋頃開催予定）

3 市民への周知啓発

受動喫煙対策に関する市民の認知度を高めるため、周知啓発を実施。

ア 交通広告 JR及び千葉都市モノレール等で広告を実施

- ・ラッピングモノレールの運行
- ・車内、駅構内へのポスター掲示 など

イ 動画による周知啓発 昨年度作成した周知用動画を放映

- ・蘇我、海浜幕張の映画館、計 3 館で映画上映前に動画を放映
- ・市内大型ビジョンでの放映（ビスビジョン（海浜幕張）、レクサス千葉中央）
- ・市政情報モニターでの放映（市役所、区役所など）

ウ 商業施設等へのポスター掲示依頼

- ・商業施設、郵便局、診療所、美容院、クリーニング店等にポスター掲示を依頼

エ 町内自治会への説明の実施

- ・市連協会議、各区連協の理事会等で説明を実施。
- ・周知用チラシの回覧を依頼（今後実施、時期未定）

オ その他の取り組み

- ・市への転入者に対して周知用チラシを配布（9月以降実施予定）
- ・小・中学校の児童、生徒に周知用チラシを配布（秋頃実施予定）

4 第一種施設への対応

（1）市施設について

- 区役所、保健福祉センターは7月1日から敷地内全面禁煙
- その他の第一種施設*は令和2年4月1日から敷地内全面禁煙。
* 市民センター、土木事務所、公園緑地事務所、消防署、児童相談所など

（2）国・県の施設について

- 訪問による説明、文書の送付等により、条例による独自規制について理解を求める。
- 県庁本庁舎は、令和2年4月1日から屋外喫煙所を撤去予定

（3）民間の施設について

- 医療機関、薬局、児童福祉施設等に対して文書を送付し、周知。
- 法施行前に、大学や専門学校、精神科単科病院のうち、屋外喫煙場所を設置する意向のある施設を訪問し、助言を行った。

5 法・条例の施行に向けた今後の対応について

（1）事業者 ～対応の決定と準備～

①屋内禁煙	〔	・既に禁煙としている施設は、特段の準備は不要
②喫煙専用室・加熱式たばこ専用喫煙室の設置		・新たに禁煙とする施設は、早めに利用者に周知する。
③喫煙可能室の設置 (従業員のいない飲食店)		・室外への煙・蒸気の流出防止措置*を行った専用室の整備
	〔	・標識の設置（施設出入口、室出入口）
	〔	・室外への煙・蒸気の流出防止措置*を行った喫煙可能室の整備
	〔	・標識の設置（施設出入口、室出入口）
	〔	・客席面積、店の資本金・出資額がわかる資料を店に備える
	〕	・市への届出

*煙・蒸気の流出防止措置

- ア 壁・天井で覆われた部屋とすること
- イ 換気扇などで煙や蒸気を屋外に排気すること
- ウ 室の出入口において、室内に向けて風速毎秒0.2m以上の風を作ること
(店全体を喫煙可能室とする場合は、イ、ウは不要)

（2）市

- ・対策の実効性を高めるため、市民、事業者への周知・啓発を引き続き実施
- ・法令、条例に基づく適切な受動喫煙対策の実施に向けた体制の整備
(立入・指導のための人員確保・通報窓口の設置等)
- ・禁煙支援の実施